

原議保存期間	5年(令和14年3月31日まで)
有効期間	一種(令和14年3月31日まで)

各管区警察局広域調整担当部長
警 視 庁 交 通 部 長 殿
各 道 府 県 警 察 本 部 長

警察庁丁交企発第147号、丁交指発第112号
令 和 8 年 7 月 1 日
警察庁交通局交通企画課長
警察庁交通局交通指導課長

飲酒運転の根絶に向けた交通安全対策の推進について（通達）

飲酒運転根絶に向けた交通安全対策については、「通学路等における交通安全の確保及び飲酒運転の根絶に係る緊急対策（令和3年8月4日交通安全対策に関する関係閣僚会議決定）を踏まえ、「飲酒運転等の根絶に向けた取締りの一層の強化等について（通達）」（令和3年8月5日付け警察庁丁交指発第78号ほか。以下「旧通達」という。）により推進してきたところであるが、引き続き、下記のとおり諸対策を推進されたい。

なお、旧通達は廃止する。

記

1 飲酒運転の根絶に向けた交通安全教育及び広報啓発活動等の推進

飲酒運転の危険性や飲酒運転による交通事故の実態等について、引き続き、積極的な広報啓発活動を推進すること。

その際、

- 自転車や特定小型原動機付自転車を含め、車両等の運転者に対して酒気帯び運転や酒酔い運転といった罰則が科されること
- 車両等の提供者や酒類の提供者、車両の同乗者に対しても罰則が科されること

のほか、

- 本年7月21日から、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律及び道路交通法の一部を改正する法律（令和8年法律第52号）が施行され、危険運転致死傷罪のいわゆる飲酒類型の要件に身体アルコール濃度の数値基準が設けられたほか、酒酔い運転の罪の要件にも数値基準が設けられたこと

についても広く周知を図ること。

このほか、飲酒が運転等に与える影響について理解を深めるため、VRゴーグル、運転シミュレーター等の映像機器や飲酒体験ゴーグルを活用した参加・体験型の交通安全教育を実施するなど、効果的な取組を一層推進すること。

加えて、交通安全関係団体、酒類製造・販売業、酒類提供飲食業等と連携

して飲酒運転根絶の広報啓発を展開するほか、(一財)全日本交通安全協会等が推進している「ハンドルキーパー運動」への参加を広く国民に呼び掛けるなど、関係機関・団体等と連携して地域・職域等における飲酒運転根絶への取組を推進し、「飲酒運転を絶対にしない、させない」という「飲酒運転を許さない社会環境づくり」に取り組むこと。

2 取締りの一層の強化

(1) P D C Aサイクルに基づく取締り管理

飲酒運転取締りがより効果的なものとなるよう、違反や飲酒運転に起因する交通事故(以下「飲酒運転等」という。)の発生状況等のほか、違反者(交通事故の当事者を含む。)の飲酒場所や車両の駐車場所、走行経路等の情報を調査・分析するとともに、その結果に基づいて有効な取締りの時間帯・場所・方法等について取締り方針を策定すること。

また、策定した取締り方針に従い、よう撃捜査や交通検問等の具体的な計画を立てて効果的な取締りを実施するとともに、不断の効果検証を行い、次の取締り方針へ反映させるといったP D C Aサイクルに基づき管理すること。

(2) 業務中の飲酒運転等に関する情報連携等を通じた再発防止

業務中の飲酒運転等を検挙した場合、取締り部門は、早期に交通総務部門に情報提供すること。

また、交通総務部門は、当該違反に係る自動車の使用者における安全運転管理者等の選任状況を確認するなど取締り部門と円滑に連携するとともに、自動車の使用者における義務の遵守状況や安全運転管理者等による安全運転管理業務の実施状況について確認するほか、必要に応じて自動車の使用者等に対する指導を行うなど業務中の飲酒運転等の再発防止策を徹底すること。

(3) 飲酒運転者の周辺者に対する捜査の徹底

飲酒運転等を検挙した際は、運転者のみならず、車両等の提供者、飲酒場所、同乗者、飲酒の同席者等のほか、車両の使用者に対する徹底した捜査を行い、車両等の提供、酒類の提供及び要求・依頼しての同乗や教唆行為について確実な立件に努めること。

(4) 背後責任の追及

事業活動に関して行われた飲酒運転等について、運転者の検挙にとどまらず、下命・容認していた自動車の使用者等に対する責任追及を徹底すること。

(5) 飲酒運転取締り機器の整備

効果的な取締りを行うために必要なアルコール感知器や記録式アルコール測定器等の飲酒運転取締り機器の更なる整備に努めること。

3 安全運転管理者の確実な選任及び飲酒運転の根絶に向けた使用者対策の推進

業務中の飲酒運転等を防止するため、「安全運転管理者の選任促進に向けた

取組の更なる推進と安全運転管理者の業務の適正な実施について（通達）」（令和7年7月17日付け警察庁丁交企発第194号ほか）に基づく安全運転管理者の選任促進に向けた取組を一層推進するとともに、安全運転管理者によるアルコール検知器を用いた酒気帯び確認等が確実に実施されるよう、事業者への指示を強化すること。

4 留意事項

(1) 殉職・受傷事故防止対策の徹底

警察本部又は警察署の幹部は、「交通街頭活動中の殉職・受傷事故防止対策の推進強化について（通達）」（令和6年2月21日付け警察庁丁交指発第17号ほか）に基づき、殉職・受傷事故防止チェックリストを活用し、現場活動の危険性と留意事項について指導・教養を行った上で、計画的又は抜き打ち的な現場点検を実施するなどして、殉職・受傷事故の絶無を期すること。

また、飲酒運転取締りの現場責任者は、勤務員に対して具体的に任務付与するとともに、ヘルメット等の着装、受傷事故防止用資機材の配置、車両の停止・誘導要領、逃走車両からの回避要領等について、取締り現場に応じた具体的な指示を徹底すること。

(2) 取締り機器の適正な管理

飲酒検知管の使用状況や有効期限の管理を徹底するとともに、記録式アルコール測定器については、使用履歴の管理機能及び記録紙へのナンバリング機能を活用するなど適正な管理に努め、不適正事案を防止すること。